過労死や過労自殺の根絶に向けた長時間労働などを規制する法整備 に関する意見書

大手広告代理店電通の女性社員が自殺し、長時間労働が原因であると労災認定された問題は、大きな社会問題になっています。電通において長時間労働が全社的に常態化していた疑いで、東京労働局(労働基準監督署)の「かとく」とよばれる「過重労働撲滅特別対策班」などが調査を進めています。

日本では過労死や過労自殺とみられる労働者の死亡事例が後を絶たず、政府が今年初めて発表した「過労死対策白書」でも、仕事が一因となった自殺は年間2,000人を超すと指摘しています。背景にあるのは異常な長時間労働で、労災認定の目安で「過労死ライン」といわれる月80時間を超えて社員(正社員)が残業させられている企業が2割を超しています。

過労死や過労自殺を生む異常な働かせ方をなくすためには、残業時間の上限を法律で明記し、企業に守らせることが不可欠です。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、年間の労働時間上限を法制化し、次の勤務時間まで一定の休息時間を設ける「インターバル規制」を新たに導入するとともに、違法な長時間労働をさせた場合の罰則を現行より強化するなどの法整備を早急に図るよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年12月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣